

## 11 ウィズコロナ・アフターコロナの観光振興について

我が国では平成29年3月に観光立国推進基本計画を策定し、観光立国の実現に取り組んできたが、長期化する新型コロナウイルス感染拡大による人流抑制やインバウンドの入国制限の影響を受け、観光関連産業は危機的状況に陥っている。

これまでG o T oトラベル事業や地域観光事業支援など国内旅行による観光需要の下支えを行っているものの、繰り返す新型コロナウイルス感染拡大にともない発出される緊急事態宣言及びまん延防止等重点措置による外出・移動の自粛要請を受けた旅行キャンセルは、更に先の見えない状況へと観光関連事業者を追い込んでいる。

アフターコロナにおいても観光が国の成長戦略の柱であり、地方創生の切り札であることは、変わるものではない。

成長戦略の柱、地方創生の切り札の担い手となる観光関連産業がコロナ禍を乗り越えるためには、コロナ禍の先にある今後の我が国の観光のビジョンを示すとともに、観光消費額などがコロナ禍以前の状況に戻るまでの支援継続が必要である。

については、以下の事項について特段の措置を講じられるよう提言する。

### 1 感染拡大防止に向けた取組の徹底について

感染防止対策と社会経済活動の両立を図っていくことが、観光関連産業を支える視点からも非常に重要であることから、新型コロナウイルス感染拡大時においても、ワクチン接種歴や抗原検査キットなどの活用により社会経済活動が維持できる仕組みを構築すること。

### 2 感染防止対策や施設維持等に対する支援について

観光関連事業者は依然として厳しい状況にあることから、観光消費額や旅行者数等が新型コロナウイルス感染拡大以前の水準に戻る

まで、観光関連事業者の大きな負担となっている感染防止対策や施設維持等に対する十分な支援策を継続すること。

### 3 経営支援について

感染拡大期において人流を抑制する場合には、観光関連産業に甚大な影響が生じることから、宿泊施設をはじめ観光関連事業者に対して、引き続き十分な経営支援の財源措置等の方策を講じること。

### 4 新たな観光再生ビジョンの策定について

昨年3月末で計画期間が終了している「観光立国推進基本計画」の改定が、コロナ禍の影響を受けて先送りとなっていることから、早急にアフターコロナを見据えた新たな観光再生ビジョンを策定すること。

### 5 社会変革に伴う新たな旅行スタイルの推進について

長期滞在型観光や分散型旅行、ワーケーションなど、多様性のある新たな旅行スタイルを推し進めるため、国主導で休暇の分散や長期休暇の取得など働き方改革に向けて、企業への働きかけや国民への呼びかけ・周知に努めること。

また、コロナ禍で大きな影響を受けた学習旅行等については、例えば、SDGsの視点を取り入れた学習旅行など、新たな団体旅行のスタイルを推進するとともに、受入体制の整備について支援すること。

### 6 持続可能な観光地域づくりについて

観光地域づくり法人(DMO)の形成・確立に当たり、継続的に専門人材を確保・育成するための財政支援制度を充実させるとともに、同法人が安定的に事業を行うための、また、地方自治体を含め地域の実情に応じた観光振興策を講じるための、交付金のような財政支

援制度を創設すること。

## 7 インバウンドの復活・推進について

- (1) ワクチン接種の進展により、他国では観光目的の入国者に対する制限の緩和が加速していることから、我が国のインバウンド再開に向けた具体的なプロセスを早急に示すこと。加えて、インバウンドを再開する際には、国を挙げた強力な誘客キャンペーンを実施すること。
- (2) 入国時の水際対策の徹底に加え、外国人来訪者が新型コロナウイルスに罹患した場合や罹患が疑われる事態における対応の万全な体制を構築するとともに、国民や観光関連事業者に対し、インバウンド受け入れのための安全対策を周知し、観光地が安心してインバウンド客を受け入れることができるよう取り組むこと。